

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」等の 改正案に関する意見募集の結果について

令和7年3月31日
国土交通省
物流・自動車局

国土交通省では、令和7年1月17日から令和7年2月17日まで「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」等の改正案にかんする意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、12件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<意見募集要領>

1. 実施方法

- ①募集期間：令和7年1月17日（金）～令和7年2月17日（月）
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③意見提出方法：電子メール及び郵送

2. 意見数

提出意見数12件（提出者数12名）

3. お問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課
電話番号（代表） 03-5253-8111（内線42423）

御意見の概要及び国土交通省の考え方

No.	ご意見の概要	国土交通省の考え方
1	<p>ビッグモーター、ネクステージ、トヨタカローラ静岡、ネッツトヨタ茨城などの一連の事件は、不正した者勝ちで正直者がバカを見るという正に「日本の闇」だと考える。業界関係者の間では、これらは氷山の一角だという指摘もなされている。不正がバレれてから考えれば良いという甘い考えがこれらの事件を生んでいる。不正発覚の際は、被害金額の全額弁済、業務停止命令、代表者の詐欺などでの刑事告訴などの厳しい対応をすべき。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 自動車整備事業者に対する処分のあり方について、いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
2	<p>出張での整備が出来ることでサービスの幅も広がりますので賛成です。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>
3	<p>従業員にも生活があるんだからそんな暴力的な法を作るな</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 本制度に反対される方々のご意見も踏まえ、適切な制度を構築します。</p>
4	<p>反対です。自動車はインフラです。すべての工場をいっせいに行政処分となると特に自動車整備業者が少ない地域では混乱がおこりかねません。地方は車がないと生活ができなところも多くまた物流には車が必須であり、場合によっては社会が混乱することが予測されます。自動車整備業者ひっ迫での商品不足が起こりかねません。また、そこで働く従業員の生活もあります。そもそもビッグモーターはそこまで悪だったのでしょうか？大なり小なり、どこでもそういったことは実際あるのではないのでしょうか。むしろPCRやコロナ補助金不正をした医療業、広告業（電</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 本制度に反対される方々のご意見も踏まえ、適切な制度を構築します。 医療業、広告業に対しての処分は本改正に直接関係するものではないため回答はいたしかねます。</p>

	通)の方には大きな処分はないのでしょうか。	
5	不十分なため反対。昨今問題となっている、保険不正請求・植木伐採・古物営業違反等の他の法律違反についても罰則を設けるべきである。また、同じ道路運送車両法に規定されている仮ナンバーの不正行為に罰則を設けない姿勢は理解できない。	ご意見ありがとうございます。 自動車整備事業者に対する処分のあり方について、いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
6	ビッグモーターはそもそも利用したことがありません。何故そんなに、自動車整備業者を貶めるような報道をしたりするのか理解できません。日本においては、車は必要不可欠な存在です。	ご意見ありがとうございます。 報道については今回の改正内容に直接関係するものではないため回答はいたしかねますが、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。
7	バランスの取れた良い改正だと思います。本改正による抑止効果の最大化を図るべく、事業者だけでなく、広く国民にご周知いただきたいと存じます。	ご意見ありがとうございます。 改正について適切に周知を実施出来るよう努めます。
8	認証事業者は国交省の管理下にある、いわば飼われ犬です。問題は未認証事業者、闇業者などの野良犬だと思います。飼い犬を処分するばかりでなく、野良犬に対してもっと厳正な処分がされるようにしてほしい。	ご意見ありがとうございます。 未認証で特定整備を実施する整備工場への対策については、引き続き効果的な制度のあり方を検討してまいります。
9	顧客からの脅迫により不正に加担してしまう事業者もいる。自己申告による軽減措置を事業者にも与えるべきである。また、事業者または検査員が暴力団関係者等である場合に取消処分を可能とすべきである	ご意見ありがとうございます。 現行においても事業者が自主申告を行い、改善が認められる場合に違反点数を2分の1とする規定はございますが、さらなる軽減措置や暴力団関係者等への処分の必要性について、いただいたご意見は今後の施策の参考にさせていただきます。
10	今般訪問整備に関しても行政処分の基準が	ご意見ありがとうございます。

	<p>決められたことは適正であると思いますが、新しい制度でもある故、事業者の正しい理解と遵法意識の徹底が必要と思われます。性善説に則り制度を策定するのは良いですが、適正に守られているか？の「管理」が事業場に丸投げでは、手前勝手な理由でなし崩し的に認証制度が崩壊する恐れも多くあると感じます。処分の基準が決められたのであれば、認証工場においても指定工場同様に、訪問整備（特に限定訪問整備）の実施届出をしている事業場に関しては、行政の定期監査が必要と思われますが、実施する予定はあるのでしょうか？</p>	<p>訪問特定整備制度を維持していく上で適切な監査は行ってまいりますが、抜き打ちで実施するという監査の性質上、その頻度などはお答えいたしかねます。</p>
11	<p>司法取引に似た制度の策定には賛成するが、事業者にも適用しなければ違反隠しにつながる。最低限、違反が重くなるまでに自己申告するよう促すことが必要である。また、各工場を別法人の子会社化すれば連座を逃れられる制度では意味がない</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 現行においても事業者が自主申告を行い、改善が認められる場合に違反点数を2分の1とする規定はございますが、行政処分の適用方法について、いただいたご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
12	<p>別表1の違反点数において、「法第91条の2（則第57条）設備、従業員の基準不適合」の認証基準を満たしていない場合の違反点数が何れも6点から10点となっており、いきなりの事業停止処分となることから、過重ではないか。認証取得後、事業場の運営状況により一時的に人的要件を満たさない事例も考えられるが、これまでのように監査時の指導による文書警告を行った上で改善されない場合事業停止も止むなしと考えるが、段階を踏まない停止は過重と考える。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 いただいたご意見を踏まえ再検討を行った結果、当該部分については現行のとおり6点のままいたします。</p>